

# 国保だより

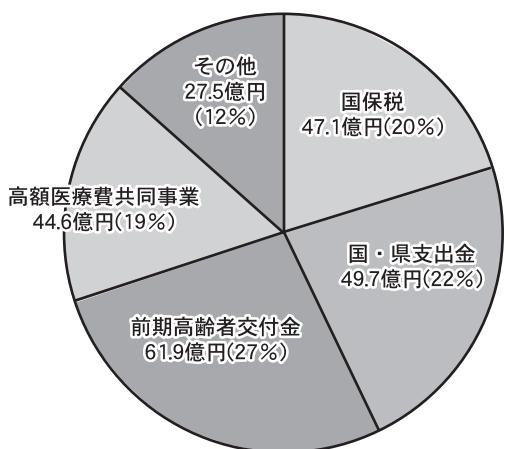
NO.92

発行：野田市 国保年金課

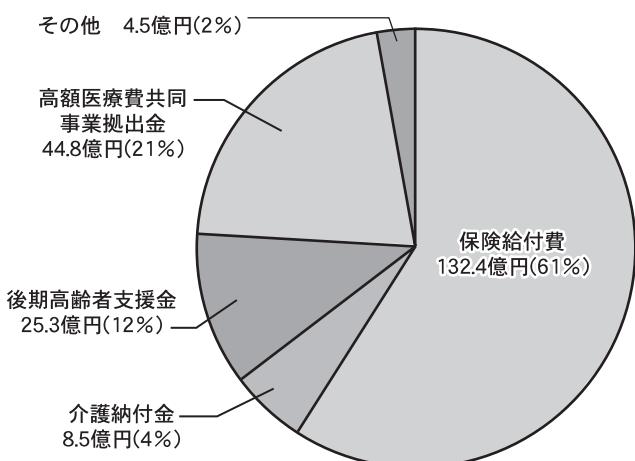
☎7125-1111 内線3115～3118

平成29年10月1日

歳入総額：230.8億円



歳出総額：215.5億円



平成28年度

## 国保特別会計の運営状況について

国民健康保険（国保）は職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方を対象とした医療保険で、加入者のみなさんにお納めていただく国保税と国・県の負担金や交付金などを財源として、市が運営をしています。

### 国保運営の現状

平成28年度の国保財政は、所得の低迷により国保税が減少していますが、同時に支出も減少しており、收支バランスは安定した状況となっています。歳入の総額は約230億8千万円で、加入者のみなさんによる納めで、国保税は、全体の20%の約47億1千万円を占め、被保険者数の減により前年度

に比べ、約4千万円の減収となりました。

歳出の総額は約215億5千万円で、主な支出は、保険給付費の約132億4千万円で、支出全体の61%を占めています。これは、病気やけがをした際に保険者が負担分として、医療機関に支払いをした金額で、前年度に比べ、約7億円減

少しています。また、後期高齢者医療制度への支援金は約25億3千万円で前年度と同水準です。

このように加入者の減少に伴い支出が減少傾向にあり、実質収支は黒字となりました。

平成30年度からは国保の広域化に伴い、千葉県とともに国民健康保険を運営することとなり、県全体の保険給付費に見合う納付金を各市の医療費や所得等の状況に応じて納めていくこととなり、今後の保険料率等につきまして、県から示される標準保険料率等を参考に、国保運営協議会において審議いただきことをお願いしていきます。

### 国保財政の安定化に向けて

国保税の収納対策、特に収納率の向上対策は、国保財政安定のためだけではなく、加入者間の負担の公正性を保つためにも大変重要です。このため、日曜夜間の納付相談窓口の開設や滞納者に対する給与や預金等の差押等を積極的に実施しています。

また、医療費の適正化を図るため、保健事業（特定健診・特定保健指導等）に積極的に取り組み、疾患の予防、早期発見、早期治療といった健康管理や、ジェネリック医薬品の利用を促進するなど、医療費の節約を図ることに重点をおいた取組を行っています。

# 柔道整復師による施術を受ける方へ

近年、接骨院や整骨院等が皆さんの身近にあり、気軽にご利用になる方が多くなってきていますが、施術を受け場合、健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」が決められています。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただきた上で、施術を受けていただきますようお願いします。



因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えましょう。  
②療養費支給申請書には、内容を確認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

## 交通事故にあつたときは

交通事故など、第三者（加害者）の行為が原因で負傷したときの治療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出することによって国保で治療を受けられます。

- 骨折、不全骨折、脱臼（医師の同意書が必要です。但し、応急手当の場合は不要）
- 急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷（肉離れなど）

## ■健康保険が使えるもの

（全額自己負担）

×日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり

×スポーツなどによる肉体疲労  
×病気（神経痛・五十肩・ヘルニア等）からくる痛み

×脳疾患後遺症などの慢性病

## ■治療を受けるときの注意

- ①負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因が外傷性でない場合は、労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使えません。どのような原

③施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。  
症状の改善が見られない場合、内科的原因も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

## 特定健康診査を必ず受けましょう

生活習慣病は、自覚症状がなく進行することが多いため、早期発見の方法

は自らすんで健診などの検査を受けよう。そして、国保で治療を受ける場合には、必ず市役所に届出をしてください。

【受診費用】800円

（約9千円の健診を受けることが出来ます）

### 【実施場所】

市内指定医療機関（受診

券に記載。お手元に受診券がない方は、お問合せください）

【問合せ先】  
保健センター  
TEL 7125-1188  
関宿保健センター  
TEL 7198-5011

また、初めて使用するお薬が長期間出された場合、ご自身の体質などをお医者さんとよく相談し、体質に合わない可能性のあるお薬は、短期間にしてもらうなど、不要なお薬が出ないよう注意しましょう。

# 医療費を大切に

△医療費節約のポイント△

◆かかりつけ医を持ち「はし」受診や「重複受診」をしないようにしましょう  
「はしご受診」や「重複受診」は受診するたびに自己負担金を支払うことになります。  
また、薬の重複使用等で体にも悪影響を及ぼします。

◆緊急時以外は診療時間内に受診しましょう  
診療時間外に受診すると加算料が計算されたりするため、医療費が高くなり、自己負担金が増えてしまいます。  
◆領収書・明細書は保管しましょう  
どんな医療行為を受け、それによりいくらの医療費がかかったのかを知ることができ、請求間違いなどにも気がつきやすくなります。

◆ジエネリック医薬品を活用しましょう  
生活習慣病（脂質異常症や高血圧症、糖尿病など）などの慢性的な病気で、長期間に薬の服用が必要な人の場合は、薬剤の自己負担金が大きく減額されます。



10月31日まで

TEL 7125-1188  
関宿保健センター  
TEL 7198-5011

## 国保に加入するとき

### やめるときの手続きは14日以内に

退職などで職場の健康保険をやめたときは『国保に加入する届出』、就職などで他の健康保険に加入したときは『国保をやめる届出』が必要です。

届出をするとき	届出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険資格喪失証明書</li> <li>・届出人の本人確認書類（運転免許証など）</li> <li>・個人番号の分かるもの（加入する方全員分）</li> <li>・年金手帳</li> </ul>
職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保の保険証</li> <li>・職場の健康保険証</li> <li>・届出人の本人確認書類（運転免許証など）</li> <li>・個人番号の分かるもの</li> </ul>

■国保に加入する届出が遅れると：国保税は、加入の届出を行つた日ではなく、国保の資格を取得した日（職場を退職した翌日）からさかのぼつて納めていたしたことになります。

届出をしない間は保険証がないため、その間にかかった医療費は、いつたん全額自己負担になってしまい

ではなく、国保の資格を取得した日（職場を退職した翌日）からさかのぼつて納めていたことになります。

■国保をやめる届出が遅れると……ます。

やめる届出をするまでの間は、国保の加入者として国保税の納付をしてしまい、健康保険料と二重に納めてしまうことがあります。

なお、国保をやめた日は、職場の

健康保険証が交付された日ではなく、

健康保険の資格を取得した日の翌日

となります。職場の健康保険証が手

元に届くまでの間に医療機関等を受

診したい場合は、職場にご相談ください。うつかり国保の保険証で医療機関等を受診してしまった場合は、国保が負担した医療費を後で返還していただきます。

※国保税は、やめる届出を行つた後

に再計算し、変更になる場合は翌月以降に変更通知を郵送します。

【保険証を使うときの注意事項】

○医療機関等で受診される場合は、必ず

保険証を窓口に提示してください。

○住所など保険証の記載事項に変更

があったときは14日以内に保険証を添えて、市役所へ届け出てください。

○交通事故などで保険証を使用するときは、必ず届け出してください。

○他人の保険証を使用したり、保険証を偽造するなど、不正に保険証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受ける場合があります。

保年金窓口又は支所・出張所窓口で国保をやめる手続きを速やかに行ってください。



### 国保ぶち講座 国保脱退後の受診による医療費の返還について? の巻

還付金詐欺にご注意を



野田市内にお住まいの方に、市役所国保年金課の職員を名乗る者から、「国民健康保険の還付の通知を送付している。」などの偽りの内容の電話がかかってきています。

市から、電話で「キャッシュカード等の番号や暗証番号を尋ねる」、「ATMの操作を求める」ことは絶対にありません。

電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。

A T Mに誘導するような電話は詐欺ですので、絶対に電話の指示に従うようなことはしないでください。不審な電話や郵便などがあつた場合は、要求に従わずに、すぐに警察、又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルにご相談ください。相談専用ダイヤルは、フリーダイヤルで通話料金はかかりません。

○野田警察署 7125-0110



## 平成30年度より

## 国保の広域化が始まります

### 【制度見直しの背景】

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組ですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多い」という構造的な課題を抱えていました。

### 【今後の運営について】

平成30年度からは、千葉県が財政運営の責任主体となり、野田市とともに国民健康保険の運営を担うことになります。

千葉県は県内の統一的な運営方針である「千葉県国民健康保険運営方針」を平成29年度中に定めることとしています。

野田市は、地域住民と身近な関係の中、資格管理（被保険者証の発行など）や保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行いますので、手続きなどの窓口は変更ありません。

また、広域化に伴い、平成30年8月以降の保険証の様式が変更となります。

### 都道府県

#### 運営方針の策定 (県内の統一方針)

都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付

市町村

保険給付に必要な費用を、全額、各市町村に支払う  
(交付金の交付)

市町村

### 見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援(公費拡充)を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

### 見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。(資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。)
- ▶ 平成30年度以後の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

### 都道府県と市町村の役割分担

#### 都道府県の主な役割

- ・財政運営の責任主体
- ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
- ・保険給付費等交付金の市町村への支払い

#### 市町村の主な役割

- ・国保事業費納付金を都道府県に納付
- ・資格を管理(被保険者証等の発行)
- ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定
- ・保険料の賦課・徴収
- ・保険給付の決定、支給

納付相談窓口等のご案内  
【納付相談等窓口・日時】  
市役所2階収税課  
平日 8時30分～20時  
※土曜日、祝日、年末年始はお休みです。

納付相談窓口等のご案内  
【納付相談等窓口・日時】

納付書が1枚ずつ分かれていますので、納付の際は納期や金額、期別をよくご確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた納付書は使用できませんのでご注意ください。なお領収証書は大切に保管してください。

全国のコンビニ等でも  
国保税の納付ができます

納付書は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。ただし、納期限を過ぎた納付書は使用できませんのでご注意ください。なお領収証書は大切に保管してください。

#### 【申込みの際の注意事項】

・預貯金通帳と届出印を持参してください。  
・納税義務者は世帯主です。  
・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく便利です。

納税通知書に綴られた専用はがきか、市内金融機関と収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

便利な口座振替で!!